

農業の成長産業化と地方創生に向けた  
プロ農業経営者からの提言（仮題）

【目次】

はじめに..... 1

I 農業法人の経営発展に資する施策の充実..... 1

1 農地中間管理機構のフル活用による農地集積の加速化..... 1

（1）円滑な農地流動化に向けた制度の周知徹底【新規】..... 1

（2）プロ農業経営者（受け手）間における農地集積調整【新規】..... 1

（3）機構の運営にプロ農業経営者が参画できる仕組みの構築【継続】..... 1

（4）農地集積を促進するための支援策の拡充【継続】..... 2

（5）再生産可能な地代の設定【新規】..... 2

2 6次産業化の推進による所得増加とリスクの周知について【継続】..... 2

3 中・外食による農産物の原料・原産地表示の導入【新規】..... 3

4 輸出拡大と東京オリンピック・パラリンピックに向けた対策..... 3

（1）輸出拡大に向けた対策..... 3

①輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続】..... 3

②輸出機会の創出と海外事業展開の実施【継続】..... 3

③輸出支援・物流拠点の構築・物流コスト削減【継続】..... 3

④輸出とリンクした6次産業化・農商工連携の推進と輸出拠点の創設【新規】... 3

（2）東京オリンピック・パラリンピックへの国産農畜産物の活用【新規】..... 3

5 プロ農業経営者の経営発展に資する規制改革・税制改正..... 4

（1）経営発展に資する規制改革..... 4

①農業生産法人の呼称見直しについて【新規】..... 4

②6次産業関連施設を農業用施設とすること【継続】..... 4

（2）経営の発展に資する税制改正..... 4

①「ベンチャー投資促進税制」の拡充による再建・再生投資促進【新規】..... 4

②消費税の単一税制の維持と現物給付による逆進性緩和措置【継続】..... 5

③・・・（その他は要検討）・・・..... 5

6 新たな穀物対策・耕畜連携による飼料用米の振興対策..... 5

（1）畜産法人と稲作法人との連携の推進対策【新規】..... 5

（2）畜産法人による飼料用米の調達を安定化させるための措置【新規】..... 5

（3）稲作法人の経営安定に資する飼料用米生産基盤確立のための措置【新規】..... 5

（4）飼料用米の生産・流通システムの仕組みの構築【新規】..... 6

7 スマート農業実現による経営効率の向上に向けた施策の推進..... 6

（1）スマート農業の実現による経営の効率化【新規】..... 6

（2）農業機械・生産資材の対策による強化【新規】..... 6

①農業機械のコスト低減・部品の共通化を果たすための取組..... 6

②生産資材等のコスト削減に向けた取組..... 6

II 経営所得安定対策と営農類型別の施策..... 6

1 新たな経営所得安定対策の実施と対策について—収入保険制度—【継続】..... 6

2 営農類型別の経営対策..... 7

（1）稲作・畑作経営に関する対策..... 7

①生産調整の見直しについて【継続】..... 7

②飼料用米等の推進体制の整備【新規】..... 7

③主食用米の安定取引確保に向けた価格形成【新規】..... 7

## たたき台（4月8日版）

（2）野菜・花卉・施設型経営に関する対策.....	8
①野菜作経営に対する経営安定対策【継続】.....	8
②花卉経営に対する経営安定対策【新規】.....	8
（3）果樹・薬用作物経営に関する対策.....	8
①果樹経営に対する経営安定対策【新規】.....	8
②薬用作物に対する経営安定対策【継続】.....	9
（4）畜産経営に関する対策【継続】.....	9
①配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】.....	9
②自給飼料基盤の構築【継続】.....	9
3 営農類型横断的な経営対策.....	9
（1）資材・燃油・電力の高騰対策【継続】.....	9
（2）物流コスト削減対策【継続】.....	9
III 震災復興と地方創生に向けた地域政策の実施.....	10
1 東日本大震災からの震災復興の推進.....	10
（1）農業振興に係る復興対策の更なる推進【継続】.....	10
（2）原子力発電所事故の風評被害等の払拭【継続】.....	10
2 災害等の発生時における迅速な対応【継続】.....	10
3 農の公益機能の位置付け明確化—農業・農村は国民共有の財産—【継続】.....	10
4 日本型直接支払制度の見直し・拡充【継続】.....	11
5 地域エネルギー自給率向上と地域の資源循環型社会の構築に係る対策.....	11
（1）地域資源の活用による地域エネルギー自給率向上【新規】.....	11
（2）持続可能な地域社会の構築と鳥獣被害対策等の推進【新規】.....	12
6 都市農業振興基本法（今国会で制定の見込み）による都市農業の振興【継続】....	12
IV 担い手及び従業員の育成・確保に向けた施策.....	12
1 認定農業者制度の見直しについて.....	12
（1）認定農業者制度の認定基準の厳格化【継続】.....	12
（2）都道府県・市町村域を超えたプロ農業経営者の認定制度創設【継続】.....	12
2 担い手の確保に向けた対策【新規】.....	13
3 従業員の確保・育成のための施策の実施.....	13
（1）農の雇用事業の延長【継続】.....	13
（2）人材育成・キャリア形成を促す仕組みの構築.....	13
①共同による従業員研修・キャリア形成【新規】.....	13
②従業員の定着を図るための経営者の理解醸成と就業環境の整備【新規】.....	13
（3）労働安全衛生教育の徹底による農作業事故の予防【新規】.....	14
4 外国人技能実習制度の拡充による国際貢献【継続】.....	14
V 経営の法人化推進と経営継承対策の促進・支援組織の機能強化.....	14
1 法人化設立の支援体制の強化とプロ農業経営者の活用.....	14
（1）法人化設立に係る相談窓口とプロ農業経営者による支援【継続】.....	14
（2）法人設立初期の経営支援策の実施【継続】.....	15
2 法人化設立と農業経営継承支援策の充実【新規】.....	15
3 法人の経営再建・再生とM&A対策【新規】.....	15

**【新規】：平成 27 年度新たに要望する事項**

**【継続】：平成 26 年度以前の政策提言等と関連する事項**

# 農業の成長産業化と地方創生に向けた プロ農業経営者からの提言（仮題）

## 《補足説明》

- ・本文中の提言内容は過去の要望等を踏まえて事務局(案)として記載しているものです。今後、会員からのご意見を中心に政策提言委員会等での議論を踏まえ、6/17の総会時に政策提言として公表することを予定しております。
- ・特に営農現場で、経営発展（改善）の障害となっている事項等（制度・規制など）がありましたら、現状の問題点とそれに対する解決策についてご提案をよろしく願いいたします。
- ・提言の掲載順番や記載の削除なども含めて、ご意見等がありましたら、協会事務局（TEL：03-6268-9500/inuta@nca.or.jp）までよろしく願いいたします。
- ・なお、本文に「P」と書かれている部分は、補足説明部分です。特にご意見等があればよろしく願いいたします。

はじめに

・・・

[協会のビジョン、これまでの提言、直近の農政改革、基本計画の見直しを踏まえて、記載（1頁程度）](#)

・・・

## I 農業法人の経営発展に資する施策の充実

### 1 農地中間管理機構のフル活用による農地集積の加速化

#### （1）円滑な農地流動化に向けた制度の周知徹底【新規】

農地中間管理機構（以下、機構という）による農地集積を円滑に進めるためにも、制度の趣旨や仕組みを受け手と出し手の双方に周知することが必要である。特に、出し手については制度の周知が十分に図られていないという声が多く聞かれている。担い手への農地の集積を図るためにも、人・農地プランでの話し合い等を通じて、出し手となりうる農業者の農地を機構で集積できる仕組みを構築することが必要である。

また、稲作等の営農期間が限定されている場合、農地の賃借権（利用権）設定に係る協議の時期が農閑期（冬季）に限られている。機構による農地の募集期間等を画一的に設定するのではなく、受け手と出し手の農地の賃借が円滑に図られるように、公募期間等を柔軟に設定することが必要である。

#### （2）プロ農業経営者（受け手）間における農地集積調整【新規】

プロ農業経営者等の担い手は、機構の公募に受け手として多くが応募している。一方で、分散錯圃を解消し、コスト削減、経営効率の向上を果たすためには、プロ農業経営者等の担い手同士で農地の賃借権（利用権）を設定している農地を交換する取り組みも推進することが必要である。機構はそうした地域の担い手間の調整も含めて農地集積の取組を実施すること。

#### （3）機構の運営にプロ農業経営者が参画できる仕組みの構築【継続】

機構の評議員や役員は、プロ農業経営者（例えば農業法人協会の会員など）をメンバーとし、担い手の代表自らが主体となって機構の運営に関与できる組織とすること。

また、今般の農業委員会に係る法改正（P）により、原則農業委員の過半は認定農業者等になることが見込まれているが、次期の農業委員の改選までの間については、農用地利用配分計画（案）に担い手の意見を反映されているかを機構はきちんと確認する体制を整備するこ

## たたき台（4月8日版）

と。

**P：法案は別途国会で審議予定。閣議決定時の主な改正予定の内容は、以下の通り。**

- ①公選制の廃止（市町村長の選任）
- ②農業委員の過半数は認定農業者とする
- ③農地利用最適推進委員への委嘱

### （4）農地集積を促進するための支援策の拡充【継続】

受け手の農業者にとって機構を通じて面的集積（連坦化）をした場合、機械・作業体系の問題から、急激な規模拡大などに対応することは困難である。こうしたことから、規模拡大交付金制度の創設や地域集積協力金などでプロ農業経営者の面的集積を促進すること。

また、現場でプロ農業経営者及びその組織が農地を集積するための取組（出し手の農業者への働きかけなど）に対する支援を実施することが必要である。

**P：どのようにすれば、現場の農業者が使いやすい組織（仕組み）となるのか。**

**また、現在上手く行っている部分と、こうすればもっと上手く行く、という建設的要望が望ましい（否定ではなく、ある組織を有効に活用する仕組みの提案を中心に）。**

### （5）再生産可能な地代の設定【新規】

機構が設定する地代や賃借期間は、受け手の経営に大きな影響を与える事項である。地代設定に当たっては、機構が決める地代は地域の標準的なものとなる可能性が高い。地代の算出根拠などに透明性を持たせるとともに、受け手の意見に配慮した水準とし、再生産可能となる適切な水準に設定する。

現在の地代について一部地域ではその年の農協が公表する米の概算金をベースとして地代を設定（1俵/反など）するなど、農産物販売価格と連動した運用を行っている地域もある。地域の実情を勘案し、そうした農産物の販売価格と連動した地代設定も検討するべきである。

**P：地代については、実態として、各地でどのように設定されていて、望ましい水準をどのように設定すべきか。**

**また、固定化した方が良いか、農産物の価格等で変動した方が良いか。**

**地代を農産物の価格とリンクさせた場合、どの価格を基準にするのか（JAの概算金等）。**

## 2 6次産業化の推進による所得増加とリスクの周知について【継続】

政府は日本再興戦略において、6次産業の市場規模を現在の約1兆円から平成32年には10兆円規模まで拡大させることを政策目標として設定している。

経営の6次産業化（多角化）により、付加価値を向上させ、農家所得の増加を達成することが重要である。一方で、加工技術の習得や在庫リスク、直接販売による貸倒リスクなどが発生するなど、経営リスクは高まることを見込まれている。こうした経営リスクについても周知した上で、6次産業化を推進することが必要である。

このため、各農業者がそうしたリスクを的確に把握した上で、経営の多角化を促す必要があることから、国は6次産業化による成功事例だけではなく、失敗事例も同時に紹介することで、経営リスクを広く周知する必要がある。

なお、6次産業化を推進する場合には、既往の食品加工業と競合を促すのではなく、農商工連携の取り組みも推進させながら、市場規模の拡大を図ることが必要である。

また、日本産農畜産物の輸出の拡大を見据えた場合、農畜産物等の一次産品では、輸送期間や検疫等の面からも限界がある。こうしたことから、経営の6次産業化や農商工連携については、輸出に向けた対策としても位置付けて推進することが必要である（Iの4の（1）と関連）。

## たたき台（4月8日版）

### 3 中・外食による農産物の原料・原産地表示の導入【新規】

食の安心・安全に関する消費者の関心の高まりがある中で、安全な食料品を提供が今後も重要になっている。一方で、ライフスタイルの変化から食の外部化が進む中で、中・外食産業等を活用する消費者は増加傾向にある。

こうした中、現行の原料・原産地表示は、加工度の低い一部の品目が対象となっていることから、消費者が誤った認識を有している可能性がある。こうしたことから、原産地表示に係るコスト負担の考え方や現場での混乱が生じないように十分な配慮を行った上で、原産地表示の情報充実や適切な表示の推進をすることが必要である。

### 4 輸出拡大と東京オリンピック・パラリンピックに向けた対策

#### （1）輸出拡大に向けた対策

#### ①輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続】

一部の国や地域に残る原発事故に伴う輸入規制により、日本の農畜産物の輸出そのものが出来ない事態が未だ続いている。今後の日本の農畜産物の輸出拡大を行う際の障壁となっている原発事故等による輸入規制については、科学的な知見に基づき早期解除を行うようにしてもらいたい（Ⅲの1の（2）と関連）。

また、新たな海外マーケットの開拓に向けて、動植物検疫協議を積極的に進め、輸出検疫体制の充実に努める必要がある。

#### ②輸出機会の創出と海外事業展開の実施【継続】

海外の有力なデパート・小売店等に常設のアンテナショップを設け、ニーズの把握や商談実務の支援を行うことで、その地域における中心的な日本産農産物の販売拠点とすることが可能となる。

また、JAS有機農産物の輸出拡大に向けた仕組みづくりや欧米で注目されるグルテンフリー食品への対応など、日本国内での認証制度の充実と認証取得の支援を図り、海外市場の開拓に直結する仕組みづくりを急ぐ必要がある。

#### ③輸出支援・物流拠点の構築・物流コスト削減【継続】

国内の主要空港・港湾地区に、輸出検疫をはじめとする貿易手続きなどの総合的な輸出実務を担う拠点を設置することで、国内販売に近い流通体制を実現することが可能となる。

また、物流コストの削減には、混載やまとまったロットによる輸送方法が有効である。特に、混載輸送では手続きが複雑になることから、手続きの簡素化や迅速化が求められる。

#### ④輸出とリンクした6次産業化・農商工連携の推進と輸出拠点の創設【新規】

農畜産物等の中には、鮮度保持や付加価値を付与することは難しく、輸出には限界がある品目も存在している。こうしたことから、6次産業化や農商工連携による日本農産物を使用した加工食品について、輸出とリンクした取り組みを推進することが必要である（Ⅰの2と関連）。

また、オランダのフードバレーなどの諸外国の事例を研究した上で、日本版のフードバレーを構築するための拠点づくりが必要である。

なお、そうした取り組みを進める際には、日本で設立されグローバル企業となった大企業等の経済界の経験やノウハウを活用することで、諸外国とは異なる取り組みを実施することが必要である。

#### （2）東京オリンピック・パラリンピックへの国産農畜産物の活用【新規】

平成32年に東京で開催される東京オリンピック・パラリンピックは、大きな経済的効果の発揮が見込まれており、世界に日本の権威を示す重要なものである。

## たたき台（4月8日版）

こうした国際的なイベントに際し、選手等への“おもてなし”として日本の安心・安全で高品質な農畜産物を提供することにより、日本の農畜産物の国際的評価を高める一助になる。

しかしながら、オリンピック・パラリンピックで選手に提供される農産物は、一定の規格（グローバル GAP や HACCP 認証等：要確認）に合致したものに限られるなど、国産の農畜産物が供給できない可能性を有している。

こうしたことから、日本の農畜産物を東京オリンピック・パラリンピックにおいて提供可能となるように実態を検証し、早期に生産体制等の整備を進めることが必要である。

### 5 プロ農業経営者の経営発展に資する規制改革・税制改正

#### （1）経営発展に資する規制改革

##### ①農業生産法人の呼称見直しについて【新規】

今般の農地法の一部改正（P）により、農業生産法人の農作業従事要件や議決権要件の緩和されることが予定されており、農業生産法人の事業拡大や出資を通じた資金調達の多様化などの経営発展に資することが見込まれる。

一方で、既往の農業生産法人は、農地の所有と農産物の生産を通じて地域の農地を農地として守ってきた。今回の農地法改正により、「農業生産法人」という呼称が、「農地所有適格法人」に変更されたが（予定）、新たな呼称では農地の所有という部分のみが強調されており、農地所有有無にのみ着目される恐れがある。

農地法における農地の所有が出来る法人については、農地を農地として使用することを前提とすることを明記し、所有という点のみが着目されないように運用することが必要である。

**P：法案は別途国会で審議予定。閣議決定時の主な改正予定の内容は、以下の通り。**

- ①「農業生産法人」の呼称を「農地所有適格法人」へ改める
- ②役員の農作業従事要件を現行の役員の過半以上から1人以上に緩和
- ③議決権要件に農業者以外の者の議決権を1/2未満まで緩和

##### ②6次産業関連施設を農業用施設とすること【継続】

現在、農用地区域内の農業用施設は、耕作又は養畜の業務に必要な畜舎、温室、農機具格納庫や主として自らが生産する農産物を原材料として使用する製造・加工施設、販売施設等に限定されている。

国の6次産業化施策を推進させ、農業経営者の所得増大を図るためにも農家レストランや直売所等についても農業用施設に位置付ける要件緩和を行うこと。

#### （2）経営の発展に資する税制改正

##### ①「ベンチャー投資促進税制」の拡充による再建・再生投資促進【新規】

特に畜産経営においては、既存の施設が一度無くなると再度営農地を確保することは困難となっている。また、経営破たん陥る前に経営資源を有効活用した上で、優良な同業他社が支援する仕組みを構築することは、農業の経営確立・産業化にも寄与する。

平成26年度の税制改正により、ベンチャーファンドを通じて、ベンチャー企業へ投資した企業について、出資額を損失準備金として積み立てた額を損金算入できる、「ベンチャー投資促進税制」が創設されている。同制度は、ファンド組成した上で、ベンチャー企業に投資する仕組みであるが、経営再建・再生を目的とした場合、生産技術やノウハウを同業他社等が直接投資することが効果的である。こうしたことから、経営再建・再生を目的に同業他社が直接出資した場合に、その出資額の積立ても可能とするよう制度の拡充が必要である（Vの3と関連）。

なお、経営再建・再生が目的とした仕組みであり、よりリスクの高い投資となることから、出資額はベンチャー投資促進税制の上限80%ではなく、100%の積み立てを可能とするべきである。

## たたき台（4月8日版）

### ②消費税の単一税制の維持と現物給付による逆進性緩和措置【継続】

農業法人等の中には、地域農産物を集荷・販売しているものも多く、区分経理の方法によっては、免税事業者から農産物等を仕入・販売している場合の仕入額控除の対象外となり、納税負担が増加する可能性がある。

また、地域の直売所等は委託販売方式を採用している場合が多く、地域の免税事業者が排除される可能性を有するなど様々な懸念が生じる可能性がある。

こうしたことから、消費税の軽減税率を導入するのではなく、単一税制を維持することが必要である。

なお、低所得者等の逆進性緩和措置としては、食料品の現物給付や食料品のみを使用できるバウチャー券（フードカード（仮称））を配布するなどにより、農業者の事務負担が生じないような措置を講じるなどの配慮を行うことで対応することが必要である。

### ③・・・（その他は要検討）・・・

## 6 新たな穀物対策・耕畜連携による飼料用米の振興対策

### （1）畜産法人と稲作法人との連携の推進対策【新規】

地域の畜産法人と稲作法人が直接飼料用米等の取引を行う仕組みを構築することで、飼料用米の地域内流通の安定取引体制を整備し、将来的には補助金に依存しないビジネスモデルを構築することが必要である。

そのためにも、畜産・稲作法人同士が直接飼料用米等の取引を行う取組について、重点的に支援する施策を実施するべきである。

なお、畜産・稲作法人同士の直接の連携を進める際の大きな課題は、飼料用米の保管場所の確保や保管費用をどちらが負担するかという点であり、既存のカントリーエレベーターや施設を有効に活用できるようにすることが必要である。

また、飼料用米については、取引を安定的かつ継続させることが必要不可欠であることから、例えば耕畜連携助成（1.3万円/反）について、複数年契約（3年程度）を締結する場合には、助成単価を加算するなどの措置を検討することで、飼料用米の安定的な生産・流通を確保することが必要である。

### （2）畜産法人による飼料用米の調達を安定化させるための措置【新規】

畜産法人が飼料用米を積極的に活用するためには、飼料用米の安定供給が不可欠である。

理想としては、地域の畜産法人と稲作法人が直接取引を行うことで飼料用米の需要と供給が一致することが望ましいが、近場に連携できる稲作法人が少なかったり、経営規模の差から畜産法人の望む飼料用米を近隣の稲作法人から十分確保することが困難な場合がある。

こうした畜産法人の場合、飼料の多くを飼料メーカー等から調達しており、飼料用米の活用を推進するためにも、飼料メーカー等に対して安定的・長期的に飼料用米を供給できる仕組みを構築することが必要である。

そのため、備蓄米をこうした飼料メーカー等が優先的に活用できるような措置をとるとともに、飼料用米（主食用多収穫米品種を含む）を回転備蓄等の方法により、年間100万トン程度は安定供給できる仕組みを構築することが必要である。

なお、配合飼料安定基金の債務超過問題は、残った農業者が債務を負担することになり、抜本的な見直しが必要である。

### （3）稲作法人の経営安定に資する飼料用米生産基盤確立のための措置【新規】

大規模稲作法人が飼料用米の本作化を図るためには、長期的に安定した政策を実施することが必要である。稲作法人の中には、現在の支援（最大10.5万円/反）がいつまで続くのか、不安に思っており、飼料用米等の作付けを躊躇している経営者もいる。飼料用米の生産につ

## たたき台（4月8日版）

いては、制度の安定化を図るためにも法制化を図ることが必要である。

また、国民の理解を得ることが前提だが、飼料用米の交付単価については、農業者からも信用できる持続的な仕組みとすることが必要である。

### （4）飼料用米の生産・流通システムの仕組みの構築【新規】

現在の飼料用米の生產品種の多くは、主食用米とのコンタミ等の問題から、主食用米と同じ品種を生産している場合が多い。今後、コスト削減や生産性を向上させるためにも飼料用米の専用品種（多収穫品種）の生産拡大を推進することが必要であり、主食用米との作業・収穫時期が重複しない品種の開発・拡大を図ることが必要である。

また、飼料用米の流通・保管の仕組みは、主食用米と同様に玄米流通が中心となっているが、飼料用米については養鶏などの場合、粃米を直接給餌することも可能である。特に粃米については、常温での保管や乾燥調製が不要であるなどのコスト削減効果が期待できる。立毛備蓄等の保管方法も含む技術開発を検討することが必要である。

## 7 スマート農業実現による経営効率の向上に向けた施策の推進

### （1）スマート農業の実現による経営の効率化【新規】

経営効率の向上や労働力不足への対応として、ロボット技術やICT等を活用した新たな農業を実践することで、農業所得の向上を図ることが必要である。

特に労働力不足の中で、畦畔の除草作業の省力化を目的としたロボット除草機の早期実用化や普及することが必要である。

また、農業法人が自らの経営判断でロボット技術やICT等の先進技術を導入できるような仕組みを構築するとともに、技術的な相談にワンストップで答えられる体制を整備することが必要である。

なお、ロボット技術等の活用にあたり、農業機械等の固定費が増加することのないよう、経済界等とも連携した適切なコスト設定を図ることが必要である。

### （2）農業機械・生産資材の対策による強化【新規】

#### ①農業機械のコスト低減・部品の共通化を果たすための取組

コスト削減を図るためにも農業機械については、車種・機能を絞った低コストモデルの普及を進めることが重要である。特に必要な機能を絞り込むに当たっては、ヘビーユーザーたる農業法人の意見を聞く仕組みを構築する必要がある。

また、農作業時間のロスにつながる修理のリードタイムを短縮するためにも、農業機械メーカーの垣根を越えた部品の共通化・標準化を図ることが必要である。

一方、農業法人の従業員が農業機械の作業中に事故などに遭わないよう、他産業における労働安全衛生法の特別教育等を参考に効果的な研修体制を構築したり、高齢者や女性が機械等を活用することを踏まえた安全対策や使いやすい農業機械の開発推進が必要である。

#### ②生産資材等のコスト削減に向けた取組

肥料・農薬については、大型容器包装、大口注文、早期予約などによる価格割引に対応できるように製造・流通段階の合理化を図ることでコスト削減を推進することが必要である。

一方、乾田直播に対応する雑草防除体系、低コスト長期雑草抑制技術等を地域ごとに確立することがコスト削減にも寄与する。こうした技術と肥料・農薬等を適切に組み合わせた栽培技術の構築を図ることが必要であり、試験の諸元を含めた登録データの公開や農家と連携した実証試験を推進することが必要である。

## II 経営所得安定対策と営農類型別の施策

### 1 新たな経営所得安定対策の実施と対策について—収入保険制度—【継続】

個別経営体の収入に着目した収入保険制度は、農業者のセーフティネットとして有益な役



## たたき台（4月8日版）

割を果たす可能性がある。しかし、収入という着眼点だけでは資材高騰などによる経費増加に対応できない可能性もある。こうしたことから、国は十分な拠出金を捻出するとともに、所得（利益）をベースとした収入保険制度と同時に資材高騰対策を検討するべきである。

また、今後の収入保険制度を検討するに当たっては、プロ農業経営者の経営実態や意見を十分把握し、制度設計に反映させるような仕組みとすること。

なお、プロ農業経営者の様々なニーズに対応するために、米国等の収入保険制度のように複数の企業・団体が保険商品（メニュー）を提供できるような仕組みとすることが望ましい。

**P：基本は現行の農業共済制度の見直しを検討するもの。**

**現在の検討におけるポイントは、以下の通り。**

- ①過去5ヵ年平均収入が基本（規模拡大等は加味）
- ②基準収入の90%の補償限度額を下回った分の90%支払  
（5ヵ年平均の81%が保険金支払い？＝基準収入の90%×下回った分の90%）
- ③保険料と積立金は5%程度（補てん対象になる収入か？）
- ④保険金の支払時期は税務申告後3ヵ月後程度

## 2 営農類型別の経営対策

### （1）稲作・畑作経営に関する対策

#### ①生産調整の見直しについて【継続】

平成30年産を目途に生産調整を見直し、国は需給情報等の公開を徹底的に行うこととされているが、食料の安定供給は国民の生命を守るために必要な国の責務である。国は、国民への責務として安定的な食料生産・供給を可能とするように十分配慮した仕組みを構築することが必要である。

なお、生産調整の見直しの議論の際には、非主食用米の支援策について長期的（10年以上）な施策を継続することを担保することが必要である。

#### ②飼料用米等の推進体制の整備【新規】

平成26年産より飼料用米等の生産に対し、数量払い（最大10.5万円/反）が導入されるが、飼料用米の需要・供給のマッチング、JA遊休施設の活用を含めた保管方法、効率的な物流の仕組みづくりなどの体制整備を適切に進めることが重要である。特に飼料用米を普及させるためにも、流通コスト削減（乾粳・地域内流通の促進）、飼料としての利用促進策（畜種毎の利用技術の開発・啓発）、育種開発（多収性・直播技術の確立）を進めることが必要である。

なお、一部地域で、コンタミ等の問題から主食用米品種を飼料用米として作付けするよう推奨されているが、飼料用米の生産については、コスト削減という観点からも多収性品種の開発・使用を前提とした取り組みを推進するべきである（Iの6の（4）と関連）。

#### ③主食用米の安定取引確保に向けた価格形成【新規】

JAの概算金については、作況等が固まる前の初夏に金額が確定し、市場価格にも大きな影響を及ぼしている。その価格の決定方法は農業者や消費者に分かりやすく透明性の高いものとする必要がある。こうした中、主食用米の現物市場のあり方や複数年契約・播種前契約等の拡大について、具体的に検討することが必要である。

なお、現物市場等の価格形成は透明・公正で、農業者や消費者に分かりやすいものであることが必要である。

**P：主食用米の価格を安定化させるための取組について、播種前契約や複数年契約、先物取引などを含めて記載方法を検討することが必要。**

**特にH30年産以降の生産調整の見直しを含めてどのような情報開示や方法が有効か検討するべき。**

## たたき台（4月8日版）

### （2）野菜・花卉・施設型経営に関する対策

#### ①野菜作経営に対する経営安定対策【継続】

現状の経営安定対策は稲作等に注力した制度となっており、施設型経営（野菜・果樹・きのこなど）には十分な施策が打たれているとは言い難い。

こうした中、既存の制度として、野菜価格安定制度（契約野菜安定供給事業）が措置されているが、都道府県の予算措置が無ければ事業に参加できない。また、対象は14品目に限定されていることから、対象品目を拡大（ブロッコリーなどの野菜・ミカンなどの果樹・きのこなど）すること。

#### P：①野菜価格安定制度（契約野菜安定供給事業）の品目拡大

現行の対象品目は、14品目

（キャベツ、胡瓜、里芋、大根、玉葱、トマト、ナス、人参、葱、白菜、馬鈴薯、ピーマン、ほうれん草、レタス）

⇒品目の追加等を本年度の要望するか

（その場合、具体的に追加を希望する品目等はなにか）

その他、制度の改正要望等があれば追記。

#### ②加工・業務用野菜の生産拡大等の取り組み推進・品目拡大

現行の対象品目は、7品目（南瓜、キャベツ、玉葱、人参、葱、ほうれん草、レタス）

事業主体の要件（構成員）として5戸以上の参加が必要

⇒対象品目の拡大（具体的に何が良いか）を記載するか。

5戸要件の緩和（野菜価格安定制度のように2ha超なら良いなど）

#### ②花卉経営に対する経営安定対策【新規】

花卉経営では、農地や施設を維持し、地域の景観保全等の公益的機能を発揮している。また、新たな策定された基本計画においても、「食料自給力」という新たな指標が示されている。

自給力の維持という観点からも農地を農地として活用している花卉生産の農業者も重要な存在として位置付け、日本の食料の潜在的な供給力を維持・発展させることが必要である。

一方で、切り花を中心に、花卉の輸入は拡大しており、国内における生産環境は厳しさを増している。こうした、輸入花卉を扱う理由として、価格の安や安定した量の確保といった点が考えられるが、特に輸入品と競合する品目（キク、バラ、カーネーションの切り花）の国内生産者にとって脅威となってきている。

また、資材価格の上昇も見られ、生産コストを押し上げており、今後国内の魅力のある花卉経営を確立するためにも生産コストの削減に向けて技術開発を一層推進することが必要である。併せて、国産花卉の消費拡大に向けて需要喚起なども強力に進めることが必要である。

**P：花卉の振興策について、経営発展を阻害している要因（規制など）や各種制度で、改善点等がございましたら、ご意見をよろしくお願いたします。**

### （3）果樹・薬用作物経営に関する対策

#### ①果樹経営に対する経営安定対策【新規】

本年度以降、国が行う改植支援事業等の果樹経営支援対策事業は、新たな産地計画を策定した産地が対象となる。果樹改植事業については、経営安定に寄与しており、事業を継続させるとともに、産地計画策定に当たっては地元のプロ農業経営者等の意見を十分に加味した仕組みとすることが必要である。

また、農林水産省のリンゴや柑橘類、イチゴなどの果物輸出促進を図る目標を立てている。輸出促進という観点からも果樹の産地間連携を推進し、周年供給体制を整備することが必要である（Iの4の（1）と関連）。

## たたき台（4月8日版）

**P：果樹の改植事業等以外の振興策について、経営発展を阻害している要因（規制など）がありましたら、ご意見をお願いします。**

### ②薬用作物に対する経営安定対策【継続】

国は、医福食農連携の一環として、漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物の生産量拡大を政策目標に掲げ、産地形成等の取組の支援を開始した（薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業など）。漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物は、8割以上を中国からの輸入に依存しており、国内需要の拡大や耕作放棄地の活用といった中山間地域の活性化につながる可能性を有している。

今後、こうした取り組みをより推進するためにも、薬用作物等を生産する農業者の経営安定対策等を構築し、安定した生産が行える基盤を整備することが必要である。

### （4）畜産経営に関する対策【継続】

#### ①配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】

近年の飼料価格の高騰・高止まりの影響により、各配合飼料安定基金は大幅な債務超過<sup>1)</sup>に陥るなど、制度の継続に大きな支障が生じている。飼料用米の需給マッチング、耕畜連携の推進策など、長期的な視点に立ち、既存の畜種別の経営安定対策の抜本的な見直しを含む制度の改正を行うべきである。

#### ②自給飼料基盤の構築【継続】

飼料生産の基盤を整備するためには、飼料用米だけに特化するのではなく、実需と結びついた WCS や飼料用作物などへの支援策も拡充し、需給バランスのとれた生産・供給体制を整備することが必要である。

特に WCS の場合、数量の計量が困難であることを理由として、飼料用米の数量払いの対象外となっている。しかし、実需と密接に結び付いた取り組みである WCS は、産地交付金の加工用米の複数年契約と同じように長期契約に基づく生産・販売を行っている場合には飼料用米と同等の支援が受けられるなど、政策的な支援を行うこと。

## 3 営農類型横断的な経営対策

### （1）資材・燃油・電力の高騰対策【継続】

経営の規模拡大を進める中で各種機械や施設を活用し、経営の効率化を図ることは必要不可欠となっている。資材については東日本大震災や東京オリンピックによる需要の増加による価格高騰は、農業経営に大きな影響を与えている。さらに、施設野菜・園芸を中心に冬期加温に使用される燃油価格が高水準にあることにより、農業者の安定的・継続的な経営が困難な状況となっている。

こうした状況にある農業経営において、省エネ型の経営構造への転換を支援するとともに、燃油価格の高騰による経営環境への影響を緩和するセーフティネットを構築し経営の安定を図る措置を講じること。

例えば、地域循環型社会の構築するために、バイオマスや用排水路を活用した再生可能エネルギーの振興を進めることで、エネルギーの地域自給率を向上させるとともに、省エネ型（電力）への転換を図るために支援を充実させることが必要である。

### （2）物流コスト削減対策【継続】

冷凍・冷蔵技術や輸送技術の発達によるコールドチェーン構築によって、農業者が消費者の軒先まで農畜産物を輸送することが可能となり、農業者と消費者がつながる産直の取り組みが有機農産物等を中心に広がりを見せている。

一方で、燃油価格や資材高騰などによる物流コスト上昇は、商品単価が安価な農畜産物の

## たたき台（4月8日版）

販売に影響を与えており、こうした産直の取組の普及の妨げになりかねない。こうした状況にある中で、物流コストの削減を図るための運送業界全体の取組強化（積載情報の開示と効率的な活用など）を図ることが必要である。

また、各地方の卸売市場や農業協同組合等では未利用施設が多く存在しており、施設の有効活用を進めることで物流コストの削減を図る策を講じることが必要である。

### Ⅲ 震災復興と地方創生に向けた地域政策の実施

#### 1 東日本大震災からの震災復興の推進

##### （1）農業振興に係る復興対策の更なる推進【継続】

東日本大震災による津波被害により、沿岸部の防風林や農地等は甚大な被害を受けた。こうした被害に対し、国の基盤整備事業等を通じて、区画整理が進んでいるが塩害対策や防風林の整備等をさらに加速化させ、農業生産基盤を強化することが必要である。

また、被災地では複数の農業者が結集し、協業化・組織化が進んでいる地域もあり、今後地域の担い手となるこうした農業法人等の育成を支援する施策を充実させることが必要である。

##### （2）原子力発電所事故の風評被害等の払拭【継続】

東京電力福島第一原発の放射能汚染水漏出問題は、杜撰な管理体制によるものであり、放射性物質が地下水を汚染し、自然環境中にばら撒かれ続けていることは、海洋汚染による漁業被害のみならず、住民の健康不安や農業の風評被害を助長するなど、国民を苦しめ続ける。

また、原発の営業補償については、平成28年2月までに廃止することが一部で公表されるなど、現場での不安に思っている農業者は多くいる。現場の状況はまだまだ復興は進んでいないなかで、期限だけが設定されることは望ましいものとは考えられない。

こうした問題について、国のトップセールスによる国内外への情報発信を積極的に行い、早急な事態収拾に向かわなければ我が国が誇るジャパンプランドへの信頼は大きく失墜し、農業経営者の経営努力や従業員の労働意欲は大きく損なわれる。

原子力発電所事故の風評被害問題に対し、安全性に関する正しい知識の啓蒙と情報発信を行うなど、被害の防止へ向けた継続的な対策を行うこと。また、国の責務で風評被害の地域が拡大しないような措置をとることが必要である。

**P：期限が到来するもので、必要なものは延長を記載するべきか。  
（具体的にどのような制度があるのか要確認）**

#### 2 災害等の発生時における迅速な対応【継続】

近年はゲリラ豪雨や豪雪といった自然災害が多発しており、気候の影響を受ける農業を営む上では経営リスクは増加している。こうした中で、地域の農業者が安心して営農を継続できるような災害時の支援措置を構築することが必要である。

平成25年11月以降の豪雪対策については、経営体育成支援事業の運用緩和や国庫補助率の引き上げが行われており、今後もこうした支援策を講じることで農業者が安心して営農を継続できるようにすること。

併せて、災害対策については、迅速な復旧・復興を果たすためにも申請書類の簡素化や地方行政に対するきめ細やかな指導を徹底する必要がある。

#### 3 農の公益機能の位置付け明確化—農業・農村は国民共有の財産—【継続】

農業者は生産する農産物を販売し、生計を立てているが、一方で農産物を生産することにより、国土保全・水源涵養・自然景観保全など、金銭にはつながらないさまざまな公益機能を発揮させている。特に農業・農村の持つ公益機能は国民共有の財産として位置付けるべきである。

## たたき台（4月8日版）

しかし、経済性を重視した結果、中山間地域等の過疎化進行、耕作放棄地の増加といった問題が生じており、これまで農業者が無償で担ってきた公益機能を維持することは困難な状況となっている。こうした農業・農村は国民共有の財産であり、中山間地域等の維持を図るための地域政策については、若者をいかに定着させ地域集落や文化を保全していくかという視点を考慮した政策の実施が必要である。

こうした公益機能については、国民で議論を行い省庁横断的な制度設計を行うことが必要である。そうした議論を通じて、農業者が公益機能を維持するための正当な報酬を受け取れる仕組みを構築すると共に、農の公益機能を国民に対して周知・啓発を図る必要がある。

### 4 日本型直接支払制度の見直し・拡充【継続】

新たに創設された日本型直接支払（多面的機能支払）については、恒久法として法制化したことから、今後安定的に運営されるものと考えている。

この日本型直接支払制度の中で、農地維持支払や資源向上支払については、地域の共同活動への支払いが原則となっており、農業法人等のプロ農業経営者にどのような影響があるかが不透明である。特に、地域によっては集落の太宗を1戸の農業法人等が耕作している場合もあることから、新たに創設される日本型直接支払制度の交付要件として例えば中山間地域等直接支払制度の個別協定のような制度を取り入れ、実際に役務を提供した農業法人等に適切な対価が支払われる仕組みとすることが必要である。

なお、地域によっては財政・窓口のマンパワー不足などにより新たな制度を十分に活用できていない市町村も存在している。こうした市町村等の財政・事務負担を軽減化させるためにも、国は定額助成（国庫100%）による交付を行うことが必要である。

また、日本型直接支払制度については、地域農業の維持に果たす事業に対して適切な支援措置とすることが必要であり、交付対象事業を拡大した上で、地域の実情に合わせて柔軟な運用を行うことが必要である。

例えば、交付対象が共同活動となっているが、農地を適切に維持・管理し、農の多面的機能を維持するという目的を達成するために、地域の合意の下、草刈り等の作業期間を決定し、耕作面積と畦畔率から計算した面積に対して農地維持支払の一部を支払うなどの柔軟な運用を行うことが必要である。

**P：施行1年が経過して、現場で使いにくい部分等があればその部分を提案。  
（具体的にどのような改正が必要か教えてください）**

### 5 地域エネルギー自給率向上と地域の資源循環型社会の構築に係る対策

#### （1）地域資源の活用による地域エネルギー自給率向上【新規】

「農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」（平成27年3月）が公表され、この中でも農村には森林資源を中心としたバイオマスや河川などの資源が豊富にあることが記されている。

一方で、農業者等は化石燃料を中心として、農業機械や園芸施設などで電気や熱、燃料などエネルギーを使用しており、化石燃料なしでの農業生産は成り立たない状態である。こうした、農業者が薪や家畜の糞尿を活用したバイオマス、水力といった地域の資源を有効に活用し、自ら使うエネルギーを生産して、消費するような仕組みを行うことが必要である。

そのためにも、再生可能エネルギーの活用推進や地域のエネルギー自給率目標を策定するなどの措置が必要である。特に化石燃料などの外部の資源に依存せず、少なくとも地域のエネルギー自給率を50%程度まで上げるような地域政策を推進することが必要である。

一方で、地域資源を有効に活用し、エネルギーなどを低投入にすることが出来る社会を実現可能なのが有機農業などを中心とした環境保全型農業である。こうしたことから、持続可能な有機農業などを推進し、低投入で地域循環型の社会を構築することが必要である。その結果、地域エネルギー自給率の向上を図ることが必要不可欠（Ⅱの3の（1）と関連）。

## たたき台（4月8日版）

### （2）持続可能な地域社会の構築と鳥獣被害対策等の推進【新規】

農村地域を中心として、持続可能な社会を形成するためには、地域の農業法人が中心となり、それぞれが適切な役割分担が必要である。特に、農業法人や集落営農組織等は地域の農業生産の中心的役割を担っている。

一方で、農業法人等以外に地域には多様な農業者（兼業農家等）が存在している。持続可能な地域社会を構築するためにも、農業法人等と多様な農業者の共同による地域資源の活用・鳥獣被害等の予防対策の実施することが有効であり、こうした取り組みを推進することが重要である。

例えば、農地や山林の面積等からその地域における資源が適切に循環可能な家畜頭数等を計画するなど、地域全体で資源の循環に着目した適切な有畜複合経営を構築することも必要である。

**P：具体的な対策として、地域の農業法人等と農業者・住民が連携できる仕組みをどう構築できるか。日本型直接支払（資源向上支払）の仕組みを活用した地域での取組が可能か（既存の制度や取組等で参考になるものがあれば教えてください。）**

### 6 都市農業振興基本法（今国会で制定の見込み）による都市農業の振興【継続】

都市農業の重要性を明確に位置づけ、安定かつ継続的な都市農業の継続させることを目的とした都市農業振興基本法が制定され（予定）た。

この基本法では、都市の的確な土地利用計画の策定や必要な税制上の措置を実施すべき基本的施策として提示している。こうした施策については、市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等について、緑地を保全すべき土地として明確に位置づけ、規制と振興策の両面からその保全を図ることが必要である。

**P：議員立法として4/7に参議院に提出済み。**

**都市農業の振興に係り、規制や緩和すべき事項について、具体的な要望があれば教えてください。**

## IV 担い手及び従業員の育成・確保に向けた施策

### 1 認定農業者制度の見直しについて

#### （1）認定農業者制度の認定基準の厳格化【継続】

新たな基本計画において、効率的かつ安定的な農業経営として、認定農業者等が位置付けられた。この認定農業者等は、農業を成長産業として位置付け、農業法人等で自立した経営（所得の確保）や人材・後継者育成、地域貢献等を適切に行う経営体を認定農業者として認定していくことが必要である。

そのため、認定農業者については、農業経営改善計画の更新の際に経営意欲や技術力、人材育成、地域貢献等の目標を追加し、「新たな農業経営指標」を活用した効果的な経営発展を促す仕組みに見直すことで、再認定の基準を厳格にすること。

#### （2）都道府県・市町村域を超えたプロ農業経営者の認定制度創設【継続】

経営規模の拡大や農場分散により、市町村や都道府県域を越えて事業を行うプロ農業経営者は今後も増加していくことが見込まれる<sup>2)</sup>。そうした中で、市町村単位の認定農業者制度に加え、都道府県認定や国認定などの制度を新設した上で、都道府県・国の認定を受けたプロ農業経営者には、国庫補助事業等の採択要件を緩和することや補助率を引き上げるなどの措置を講じることで、大規模経営の育成・支援を図り、構造改革を推進することが必要である。

## たたき台（4月8日版）

### 2 担い手の確保に向けた対策【新規】

経営の法人化は社会的信用の高まりや経営継承の円滑化、人材確保などの面からもメリットとして考えられる。また、経営を法人化することは経営規模拡大に対するインセンティブを発生させることになる。今後の農業の担い手として既存の家族経営で一定の規模を有している場合には、法人化を促すことも必要である。

一方で、既存の農業法人が従業員の独立支援を果たしている事例も増えている。こうした、のれん分けに対する支援としての出資に係る税制上の優遇や設立支援を行うなどが必要不可欠であり、新たな担い手確保に向けた対策（独立支援策）（Vの1の（1）と関連）を充実することが必要である。

### 3 従業員の確保・育成のための施策の実施

#### （1）農の雇用事業の延長【継続】

農の雇用事業の内、対象期間を最長4年間とする法人独立支援タイプが新設されたことで、担い手としての農業法人等の設立・育成の推進が図られることが考えられる。

一方、全ての新規就農者が独立を希望するわけではなく、正社員として対象期間（現行2年）経過後も受入法人で働き続けることでキャリア形成を図ることを望む者もいる。農業で肉用牛や稲作など農産物の生産サイクルが長い場合の技術の習得には長期間の経験を積む必要があり、各経営において中堅職員として一定のキャリア形成を図るためには少なくとも5年程度の期間が必要である。

そうしたことから、従来の農の雇用事業について、定着率が高い法人経営や従業員が5年後に研修生をどのようなポジションに育成するののかという目標を明確化し、教育・研修や経営管理の徹底を一定基準クリアしたプロ農業経営者に対しては、農の雇用事業の対象期間を最大5年に延長するなど制度の拡充を図ること。

また、農の雇用事業の内、次世代経営者育成派遣研修については、研修派遣終了後、1年以内に経営の中核を担う（役員等への登用）を行うことが要件になっている。多様な人材の育成（経営の中核以外の従事者など）のためにも、研修派遣終了後の要件を緩和することに加え、冬場の期間のみの研修や複数年にまたがる断続的な研修も対象となることを広く周知することで、正社員の育成を図る制度とすることが必要である。

#### （2）人材育成・キャリア形成を促す仕組みの構築

##### ①共同による従業員研修・キャリア形成【新規】

経営規模から1法人では体系的な研修が困難であることから、従業員育成を農業法人等が共同や連携で行うような取り組みを促進することが必要である。併せて、経営管理層となるべき後継者や従業員のキャリア形成を含む研修等の取り組みを促進すること。

また、従業員が経営管理や6次産業化に関する技能を習得し、目標を持ってキャリアアップを図れるようにするため、「農業技術検定」の見直しや「6次産業化プロデューサー」の認定制度を含めて、新たな資格制度を創設すること。

#### P：人材育成でどのような仕組みが必要か（作業技術の習得、簿記等の知識の習得等）

##### ②従業員の定着を図るための経営者の理解醸成と就業環境の整備【新規】

安定的な労働力を確保するためにも法人に従業員が定着することが必要である。一方、設立間もない農業法人や小規模農業法人等の経営者は、雇用・被雇用の経験が少なく、従業員を指導・教育するための理解が十分でない場合が多い。

そのため、従業員の定着率を向上させるためにも従業員育成のためのツール（マニュアル等）の整備や経営者等を対象とした研修制度を整備することが必要である。

また、従業員が働きやすい就業環境を整備（労働時間、施設や社会保険など）することが必要である。

## たたき台（4月8日版）

### （3）労働安全衛生教育の徹底による農作業事故の予防【新規】

農作業事故死は他産業の死亡事故数等が低下傾向にある中、ほぼ横ばいの状況である。農業経営を健全に継続していくためにも、農作業事故の防止に対する取り組みを行うことが必要である。

農作業事故防止のためには、リスクアセスメント手法の導入、研修体制や意識啓発活動の手法の見直し、安全性の高い農業機械の開発と普及など、より実効性のある農作業安全対策を推進することが必要不可欠である。

当会会員を対象としたアンケート調査<sup>3)</sup>においても、農業法人の51%が農作業事故を経験している。特に従事者数（売上高）が多い農業法人になるにつれて、事故の起こる確率が高まる傾向にあり、今後法人経営の増加や規模拡大が進むことが見込まれている中で、法人経営ほど従業員に行き届く安全管理体制が必要である。農作業事故防止に向けて法人内だけでなく外部からの客観的な意識・情報の提供が必要不可欠である。

こうしたことから、農業法人の従業者を対象とした労働安全・衛生管理に関わる教育や実践的な農業経営・栽培技術など、従業員の資質向上に資する研修会の開催について支援を行うことが必要である。

### 4 外国人技能実習制度の拡充による国際貢献【継続】

農業現場では、外国人技能実習生は貴重な戦力となっている。今般、外国人技能実習制度について受入期間が3年から5年に延長される（P）。

一方で、平成27年4月より、惣菜製造業が技能実習2号の移行対象業種として追加されたことから、農業界で十分な実習生を受け入れることが困難になることも想定される。こうしたことから、農業界全体で連携した上で、外国人技能実習生の確保を行うことが必要である。

併せて、現行制度の技能実習制度は、企業の常勤職員数の制限を有しているが、日本の優れた農業技術を途上国等により普及させるためにも、企業ごとの受入人数枠の範囲を拡大することが必要である。

**P：法案は閣議決定（3/6）。国会審議中だが、平成27年度中に施行予定。**

**制度の変更予定の主な内容は以下の通り。**

**①実習生の受入期間の延長（3年⇒5年）**

**※但し、優良な実習実施者（農業法人など）・監理団体（事業協など）に限定**

**これまで以上に適切な管理・実習を行っていることが必要**

**②作業の追加（果樹を追加）※惣菜製造業も業種に追加**

**③外国人技能実習機構の設立**

**※実習計画の認定や実習実施者・管理団体に対して報告・実地検査等を行う**

## V 経営の法人化推進と経営継承対策の促進・支援組織の機能強化

### 1 法人化設立の支援体制の強化とプロ農業経営者の活用

#### （1）法人化設立に係る相談窓口とプロ農業経営者による支援【継続】

政府は、平成25年の日本再興戦略において、農業法人の数を今後10年間で5万法人とすることを政策目標としている。

今後政策目標を達成に向けて、農業法人の数を増やすためにも、法人設立の支援を行うことが出来る専門員を各都道府県に配置し、例えば窓口で簡素な税務申告の支援を行うことが出来るだけの活動・職務の的確な遂行を行うための雇用人件費や活動費を支援することが必要である。

また、当協会会員はプロ農業経営者として先駆者たる人材が全国各地で事業を展開している。その実践的で貴重な経験を有しているプロ農業経営者を登録し、法人設立や設立後間もない経営体などに派遣する仕組みを創設することで、今後の農業法人設立・6次産業化の推



## たたき台（4月8日版）

進を図ることが必要である。

### （2）法人設立初期の経営支援策の実施【継続】

農業経営の法人化を行った場合、個人経営の際には発生しない社会保障等の管理コストが増加する。特に法人化初期については管理コストの増加をきちんと認識した上で事業計画を策定すること必要があり、法人設立に係る啓発資料及び相談窓口での対応は、そうした実態を踏まえたものでなければならない。

今後、農業法人の育成・定着を図るためにも設立初期（5年程度）の経営体への支援（助成・税制面の優遇措置など）制度を創設することが必要である。

### 2 法人化設立と農業経営継承支援策の充実【新規】

農業経営を円滑に継承するためにも経営を法人化することは有効な手段である。当協会会員の農業法人の経営者の年齢は高まってきており<sup>4)</sup>、今後後継者不足から事業の縮小、廃業などの増加が懸念されている。

こうした経営継承を行う場合、後継者育成のためにも様々な業務を経験させることが望ましい。しかし、農業では限られた人員や業務の中で組織構成や人事配置を工夫することは困難であり、社内だけで経営者としての教育・訓練等を行うことは困難である<sup>5)</sup>。

また、直系親族などの明確な後継者がいない場合、農業法人の従業員等を経営者として育成するためには、従業員の選定・育成を長期的な視点で行うことが必要である。

したがって、上記1と同じように、農業の特殊性を熟知した専門家が常駐するワンストップ窓口を都道府県単位に1つは設置することで農業法人等の事業継承を円滑に行える体制を整備する必要がある。

### 3 法人の経営再建・再生とM&A対策【新規】

農業経営を法人化したからといって全ての経営が永続的に事業を継続できるわけではない。特に農業法人が経営破たんすれば、地域農業に及ぼす影響は大きく、経営継承と同時に経営再建や企業の合併（M&A）などについても、その取り組みを円滑に行えるような仕組みを構築するべきである。

現在、地域で中小企業等を中心とした事業再生を行っている、中小企業再生支援協議会に農業法人の再生を支援してもらうことは、ケースによって可能であるが、支援対象が中小企業者に限定されており、農業協同組合法に基づく農事組合法人などは対象外となっている。

また、中小企業再生支援協議会では農業法人の再生支援に関して十分なノウハウが蓄積されていないことから、農業分野における、事業再生、経営改善を支援する公的なワンストップ相談窓口（利害調整のプラットフォームを兼ねる）を少なくとも全国に1か所設置することで、農業分野における円滑な事業再生支援を実施し、他の中小企業と同等の支援が実施できる体制を整備する必要があるとともに、経営再建・再生とM&Aを促進するための経営支援策を実施することが必要である（Iの5の（2）の①と関連）。

1) 配合飼料安定基金の債務超過額（3基金合計）は▲914億円（H26/3末）となっている。

2) 当協会が2012年に実施したアンケート調査（回収率51%）では、農業経営の範囲が市町村域を超えている会員は85法人等（内、都道府県を超えている会員は19法人等）存在している。その中で、農業経営改善計画の認定を複数市町村で受けている会員は42法人等（同10法人等）存在している。

3) 当協会が2014年に東京農業大学と共同で実施した、「農業法人の農業労災予防に関する実態調査」によると、51%（N=379先※中間集計の結果。本集計は4月中に確定予定。）で農作業事故等の経験している。

4) 当協会の調査（会員基礎調査等）では、経営者の年齢は51.5歳（2000年）から56.7歳（2012年）へと変化しており、今後こうした傾向が続くことが懸念される。

5) 当協会が2013年に実施したアンケート調査（回収率48.7%）では役員に対する研修・教育として最も有効な方法は、「研修・教育機関における研修」56.5%が回答している。

## たたき台（4月8日版）

---

【新規】：平成 27 年度新たに要望する事項

【継続】：平成 26 年度以前の政策提言・要請等と関連する事項